

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学理事長（以下「実施機関」という。）が、平成29年3月6日付け28医大甲検第254号で行った公文書一部開示決定については、結論において妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、平成29年2月22日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「2017年1月以降に開催された放射線医学県民健康センター「甲状腺検査専門委員会・診断基準等検討部会」の配付資料および議事録、議事メモなど一切の資料。」という内容で、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として平成29年2月5日に開催された甲状腺検査専門委員会診断基準等検討部会に係る配付資料一式を特定し、平成29年3月6日付けでこれらの公文書に記録されている情報のうち次に掲げるものについては条例第7条第2号に該当するとして不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
 - (1) 第19回甲状腺検査専門委員会診断基準等検討部会名簿のうち、実施機関以外に所属する委員の所属機関名、職名及び氏名
 - (2) 第19回甲状腺検査専門委員会診断基準等検討部会座席表のうち、実施機関以外に所属する委員の所属機関名、職名及び氏名
 - (3) 第18回甲状腺検査専門委員会診断基準等検討部会概要記録のうち、実施機関以外に所属する委員の所属機関名、職名及び氏名
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年3月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、平成29年6月30日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。
- 5 実施機関は、条例第26条の2の規定により、平成29年7月25日付けで、同条第1項第1号に規定する反論書の写しを当審査会へ提出した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、開示されなかった甲状腺検査専門委員会診断基準等検討部会（以下「検討部会」という。）委員のうち実施機関以外に所属する委員（以下「学外委員」という。）の所属機関名、職名及び氏名（以下「不開示部分」という。）の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の内容を総合すると、次のとおりである。

- (1) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、不開示部分を開示することで、学外委員が特定され、当該委員に誹謗中傷がなされると主張するが、検討部会よりも注目度の高い県民健康調査検討委員会や甲状腺評価部会の委員が、このような誹謗中傷を受けたとの事実は確認されておらず、当該主張は認められない。

また、実施機関は、学外委員を依頼する際に、委員の氏名等を非公表とすることを約束したことを主張するが、県民健康調査の中でも最も予算規模の大きな甲状腺検査に係る診断基準を策定する検討委員会は、透明性が求められる重要かつ公的な会議である。よって、学外委員就任時に委員の氏名等を非公表とする取り決めをした実施機関の情報隠蔽体質が問題なのであり、そのような透明性の欠けた委員会運営を是とした当該主張は認められない。

学外委員の中には、公の場で自身が検討部会委員であることを公言している者もいるが、同委員が検討部会委員であることを理由に誹謗中傷にさらされたり、権利侵害を受けたりしたとの事実は確認されておらず、委員個人の権利利益を害するおそれもない。

従って、実施機関の本件処分は、個別の誹謗中傷や名誉毀損と情報公開や知る権利を混同し、根拠のない仮定に基づいて公的会議の委員の氏名を不開示とするものであり、条例第1条の目的に反しているから、認められない。

(2) 条例第7条第3号該当性について

第3の2(2)で挙げた公の場で自身が検討部会委員であることを公言している学外委員について、当該学外委員が所属する機関で診療妨害等があった事実は確認されていないことから、平穏な診療等を行う法人等の正当な利益が害されるとする実施機関の主張は何ら理由のない仮定に基づいており、認められない。

(3) 条例第7条第5号該当性について

実施機関は、不開示部分を開示することで、学外委員が特定され、当該委員に誹謗中傷が寄せられることで、専門的かつ公平中立的な観点に立った自由かつ率直な意見交換が損なわれると主張するが、検討部会が甲状腺検査の診断基準を検討している極めて学術的・科学的な場であることを鑑みれば、氏名を開示することで委員から発せられる科学的なエビデンスに関わる発言が変化したり、中立性が損なわれたりすることはあり得ず、当該主張は認められない。

万が一、氏名が開示されることで中立性を保つことができず、率直な意見交換ができない委員がいるとすれば、その委員は、科学者として、世界的に注目を集める甲状腺検査の診断基準を議論する立場にふさわしくない。

なお、甲状腺検査をめぐっては、検討部会でも「過剰診断」論が浮上しており、診断基準の妥当性や手術症例の評価は重要性を増している。委員の責任は大きくなっており、委員が誰かわからないような透明性の欠けた状態で診断基準等が決定されることこそが、県民にとって大きな不利益である。

(4) 条例第7条第6号該当性について

過去に、日本国内の中央官庁や地方自治体、公的機関において氏名を公表したことが原因で委員を辞退したことや、関連事業の遂行に支障を及ぼしたという例を聞いたことがない。

社会通念に照らせば、社会的な注目の高い事業の関連部会の委員に就任していることは、名誉ではあれ、恥ずべき理由はない。当該委員が専門家としての自覚を持ち、事業の重要性を理解していれば、氏名が開示されるといった些細な理由により委員を辞任したり、検査機関を辞退したりすることはあり得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書について

本件開示請求に対応する公文書は、第19回甲状腺検査専門委員会診断基準等検討部会の配付資料一式（以下「対象公文書」という。）である。

2 検討部会について

検討部会は、東日本大震災を原因に発生した原発事故による環境評価に係る県民健康調査の一環として、平成23年10月から当時18歳以下の者に対して実施している甲状腺検査に関して診断基準や検査精度等の意見を学外の専門家から求めるために、福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター放射線医学県民健康管理センター専門委員会規程に基づき設置されたものである。

なお、検討部会は、学外委員の氏名等を非公表で実施している。

3 本件処分理由について

(1) 条例第7条第2号該当性について

甲状腺検査は、県民健康調査の他の調査部門と比較しても非常に高い注目を浴びており、不開示部分を開示することで委員が特定された場合には、学外委員に対して、様々な方面から誹謗中傷や個人攻撃がなされることが想定される。

実際に、検討部会の委員のうち、実施機関に所属する委員（以下「学内委員」という。）の氏名は、福島県から県民健康調査事業の委託を受けた実施機関の構成員であることを考慮して開示しているが、学内委員の一部に対して自宅への深夜訪問、電話やメールによる脅迫及び誹謗中傷、診療時間中の事前連絡なしの来訪による診療妨害などの事実が確認されている。

また、実施機関では、こうした事実から、学外委員に対する誹謗中傷や個人攻撃等が発生するおそれがあるため、学外委員に対して、委員就任依頼時に委員の氏名等を非公表とすることを口頭で約束し、承諾を受けた経緯がある。そのため、その約束に反して不開示部分を開示した場合には、当該委員の権利利益を害するおそれがある。

以上により、不開示部分は、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 条例第7条第3号該当性について

不開示部分のうち所属機関名については、条例第7条第3号に規定する法人その他の団体に関する情報でもある。不開示部分を開示することで学外委員の所属機関が特定された場合、当該委員が病院等における診療従事者であったならば、実施機関と同様に診療時間中の連絡なしの来訪による診療妨害等がなされ、当該法人その

他の団体の、平穏な診療等を実施するという正当な利益を害するおそれがある。

よって、不開示部分は、条例第7条第3号アに該当する。

(3) 条例第7条第5号該当性について

検討部会は、世界的に前例のない甲状腺検査の診断基準や検査精度等を構築することが期待される機関であり、当該目的の達成には、外部からの圧力を遮断し、公平中立的な立場から何事にも左右されずに率直に意見交換を行うことが極めて重要と考える。

甲状腺検査のあり方については、現在も様々な立場からの意見が寄せられている状況であり、不開示部分を開示することで委員が特定された場合には、学外委員に対して、多方面から誹謗中傷や個人攻撃がなされるおそれがあることは第4の3(1)のとおりであり、これにより専門的かつ公平中立的な観点に基づく自由かつ率直な意見交換が憚られ、検討部会の結論が最善のものに至らないおそれがある。

よって、不開示部分は、条例第7条第5号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

不開示部分を開示した場合、学外委員に対する誹謗中傷等を避けるために、委員の適格を有すると認められる者から学外委員の就任を断られることにより、検討部会が成立しないことが想定される。

また、学外委員には、甲状腺検査実施機関の代表者等である者もいることから、学外委員の辞退が甲状腺検査実施機関からの辞退へとつながる可能性もあり、甲状腺検査事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、不開示部分は、条例第7条第6号に該当する。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は第4の1のとおり対象公文書を特定しており、このことについて審査請求人と実施機関との間に争いはない。

そのため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものとして、以下で実施機関の処分の妥当性について検討する。

2 不開示部分について

当審査会において対象公文書を実際に見分したところ、実施機関が不開示とした部分には、学外委員の所属機関名、職名及び氏名が記載されていた。また、学外委員には、条例第7条第2号ただし書ウに規定する公務員等に該当する者が含まれること、所属機関には、条例第7条第3号に規定する法人等に該当する法人、個人が営む医院（以下「個人医院」という。）のほか、同号の規定の対象から除くこととされている国、独立行政法人等（条例第7条第2号ただし書ウに規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体が含まれることを確認した。

実施機関は、不開示部分が条例第7条第2号、第3号、第5号及び第6号に該当すると主張していることから、当審査会では、不開示部分の実施機関が主張する条例第7条各号への該当性について以下で検討する。

3 条例第7条第2号について

(1) 条例第7条第2号の趣旨について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、いったん開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるプライバシーに関する情報については最大限保護することを目的としており、特定の個人が識別され得るような情報を原則として不開示とすることを定めたものであると解される。

また、同号ただし書では、同号本文に該当する情報であっても、公知の情報や人の生命、財産等を保護するために公にすることが必要な情報が含まれることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められるものは不開示としないことを限定的に定めたものであると解される。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

不開示部分のうち学外委員の氏名は、条例第7条第2号本文に規定する、特定の個人を識別できる情報に該当することは明らかであることから、以下では同号ただし書に規定する例外として開示とする情報への該当性を検討する。

実施機関によると、検討部会は委員の氏名を非公表で実施しているとのことであることから、当該情報は公知のものであるとはいえず、公表の慣行又は予定があるものということもできないので、同号アに該当するとは認められない上、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要なものとも認められないから、同号イの該当も認められない。

さらに、学外委員のうち公務員等に該当する委員については、検討部会への就任は公務員等の身分として期待される職務の一環で実施されていることから、当該学外委員の氏名は当該公務員等の職務遂行情報であると認められるものの、これを開示した場合、「自宅への深夜訪問、電話やメールによる脅迫及び誹謗中傷」が発生するという実施機関の主張は、実際に実施機関において発生した事象であることを踏まえると首肯でき、当該事象に遭遇することは公務員として受任すべき限度を超えて当該公務員等の私生活が脅かされるおそれがあると認められるため、同号ウには該当しないと認められる。

したがって、不開示部分のうち学外委員の氏名は、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

4 条例第7条第3号について

(1) 条例第7条第3号の趣旨について

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めるとともに、当該法人等又は当該事業を営む個人の正当な利益に優越する公益が認められるものを例外的開示事項として規定したものであると解される。

なお、本号中の「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいうものと解される。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

不開示部分のうち法人又は個人医院に該当する所属機関の名称は、条例第7条第

3号に規定する法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報(以下「事業情報」という。)であると認められる。また、職名についても、当該情報は各機関で独自に設定されるものであること、検討部会の検討内容は極めて専門的であり、委員適格性を有する者が所属する機関は限られていることから、職名から所属機関が特定される可能性があるため、所属機関の名称と一体となって法人又は個人医院の事業情報に該当するものと認められる。

さらに、上記情報を開示した場合、「診療時間中の連絡なしの来訪による診療妨害等がなされ、当該法人その他の団体の、平穏な診療等を実施するという正当な利益を害するおそれがある」という実施機関の主張は首肯でき、当該事象が発生することは、実際に実施機関において幾度か発生している事象であることを踏まえると、当該法人又は個人医院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するというべきであることから、不開示部分のうち法人又は個人医院の所属機関名及び職名は、条例第7条第3号に該当する。

5 条例第7条第5号について

(1) 条例第7条第5号の趣旨について

本号は、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされるものであり、その間の内部情報の中には、審議等の途中で公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるものや、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものがあり、それらの情報等を不開示とするものであると解される。

なお、本号中の「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合をいうと解される。

(2) 条例第7条第5号の該当性について

不開示部分は、現在も継続して開催されている検討部会の外部委員に関する情報であり、条例第7条第5号に規定する地方独立行政法人である実施機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

さらに、上記情報を開示した場合、「不開示部分を開示することで委員が特定された場合には、学外委員に対して、様々な方面から誹謗中傷や個人攻撃がなされることが想定され」「専門的かつ公平中立的な観点に基づく自由かつ率直な意見交換が憚られ、検討部会の結論が最善のものに至らないおそれがある」との実施機関の主張は、実施機関で発生した事例を踏まえると首肯できることから、不開示部分は条例第7条第5号に該当する。

6 条例第7条第6号について

(1) 条例第7条第6号の趣旨について

本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものであり、当該事務又は事業の目的達成又は公正かつ適切な執行の確保を図るものであると解される。

なお、本号中の「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであること、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であること、「適正」とは、公にすることがもたらす支障だけでなく、公にすることによる利益を衡量して判断するものと解される。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

不開示部分のうち国、独立行政法人等、地方公共団体の所属機関の名称は、条例第7条第6号に規定する国、独立行政法人等、他の地方公共団体が行う事務に関する情報に該当すると認められる。

また、職名も、第5の4(2)と同様に、所属機関の名称と一体となって、国、独立行政法人等、他の地方公共団体が行う事務に関する情報に該当すると認められる。

さらに、上記情報を開示した場合の平穏な診療等が妨害されるおそれは、第5の4(2)と同様に認められる。

他方、不開示部分は、検討部会を設置及び運営する地方独立行政法人である実施機関の事務に関する情報であるとも認められる。当該情報を開示した場合、「学外委員に対する誹謗中傷等を避けるために、委員の適格を有すると認められる者から学外委員の就任を断られることにより、検討部会が成立しないことが想定される」こと、「学外委員には、甲状腺検査実施機関の代表者等である者もいることから、学外委員の辞退が甲状腺検査実施機関からの辞退へとつながる可能性もあり、甲状腺検査事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ことを実施機関は主張しており、当該主張は首肯できるものである。

また、実施機関の説明では、氏名等は非公表とすることを約束して学外委員の就任を依頼し、承諾を受けたとのことであった。審査請求人は「学外委員の中には、公の場で自身が検討部会委員であることを公言している者もいる」と主張しているが、当該事例のみをもって学外委員全員が検討部会委員であることを公表することに了解しているとは認め難く、事前の約束に反して学外委員の氏名等を開示した場合、実施機関と学外委員の信頼関係が崩れることで学外委員及び検査実施機関からの辞退につながるおそれがあると認められる。

以上により、不開示部分を開示した場合、実施機関の事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるものと認められる。

よって、不開示部分は条例第7条第6号に該当する。

7 審査請求人の主張について

審査請求人は、委員の氏名を公表している県民健康調査に関連する他の検討部会の委員や、自ら検討部会委員であることを公表した学外委員に対しては、誹謗中傷や診療妨害が発生していないこと、また、検討部会で審議される情報の性質や重要性から、学外委員の氏名を開示しても、検討部会の結論は左右されず、さらに、学外委員や検査機関からの辞退にもつながらないと考えられることを理由に、不開示部分は条例第

7条第2号、第3号、第5号及び第6号のいずれにも該当しないと主張する。

しかしながら、学内委員に対する脅迫、誹謗中傷及び診療妨害が発生しているとの第4における実施機関の主張を踏まえると、学外委員の氏名を開示した場合には、同様の事態が学外委員に対しても生じるおそれがあることは否定できない。そして、学外委員に対する誹謗中傷等を契機に委員の辞退者が多数発生する事態になれば、検討部会の円滑な審議及び運営が損なわれ、検討部会として期待された役割を果たすことが困難となり、その結果、実施機関の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることが認められる。

このことは以上で述べたとおりであり、審査請求人の主張は、上記支障が生じるおそれを否定するに足る明白な理由があるものとは認められないため、採用することができない。

その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右しない。

8 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 7月 4日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を収受
平成29年 7月26日	・実施機関を經由して審査請求人の反論書(写)を収受
平成30年10月22日 (第271回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
平成30年11月27日 (第272回審査会)	・実施機関から公文書一部開示決定理由を聴取 ・審議
平成30年12月17日 (第273回審査会)	・審議
平成31年 1月21日 (第274回審査会)	・審議
平成31年 3月20日 (第276回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者

※渡辺委員は福島県情報公開審査会規則第3条第5項の決議により審議不参加